

お申込みのご案内（要約）（このパンフレットは、旅行業法第12条4に定める取引条件説明書面および同法12条5に定める契約書面を兼ねています。）

この旅行は、ウェルネス・ツアー（以下「当社」といいます）が旅行を企画・募集し実施する企画旅行であり、企画旅行契約内容・条件は各コースごとに記載されている条件ほか、下記条件、出発前にお渡しにする最終旅行日程表および当社旅行業約款（募集型企画旅行の部）によります。

（1）所定の旅行申込フォームに所定事項を記入のうえ、旅行代金を全額添えてお申込みいただけます。旅行代金は取消料または違約金の一部として取り扱います。

（2）募集型企画旅行契約は当社が締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

（3）お申し込みの後、当社よりご案内書と領収書をお送りします。

※旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払い頂きます。

パンフレットに記載された旅行日程に記載してある行程の交通費、宿泊費、食事代、観光料金等及び消費税諸税が含まれています。これらの諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。旅行行程に含まれない交通費、飲食代および個人的性質の諸費用等は含まれていません。

（1）当社は、天災地変、気象条件、暴動、官公署の命令その他当社の管理できない事由が生じた場合、旅行内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由を説明いたします。

（2）お申込み頂いた人数の一部を取り消される場合には契約条件の変更となり、実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますので、予めご了承ください。なお詳しくは係員にお尋ねください。

（1）お客様は次に定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。（キャンセル料について）

- ・21日前まで（日帰り旅行は11日前まで）：無料
- ・20日～8日前（日帰り旅行は10日前日まで）：20%
- ・7～2日前：30% ・前日：40%
- ・当日の出発前まで：50%
- ・旅行開始後および無連絡不参加：100%

（2）お客様のご都合で出発日・コース・宿泊ホテル等を変更される場合にも上記の取消料が適用されます。

（3）お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- a. 契約内容の重要な変更が行われたとき
- b. 天災地変、気象条件、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となる恐れがきわめて大きいとき
- c. 当社の責に帰すべき事由により旅行実施が不可能となったとき

（1）お申込み人員がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないときは旅行実施を取り止める事があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

（2）次に該当する場合は、当社は募集型企画旅行契約を解除することができます。

- a. お客様が当社が予め明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき
- b. お客様が病氣、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
- c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められたとき
- d. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、官公庁の命令その他当社の関与し得ない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能

（3）お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。

（4）当社は本項（1）及び（2）により旅行契約を解除したときは既に收受している旅行代金をお戻しいたします。また本項（3）により旅行契約を解除したときは、違約料を差し引いて払い戻しいたします。

#### 【個人情報の取り扱いについて】

（1）ウェルネス・ツアー（以下「当社」）は、旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただき、必要な範囲内において当該機関等に提出いたします。

（2）当社が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。

（1）添乗員の同行の有無はパンフレットに明示します。

（2）添乗員は旅行日程を円滑に実施するための業務を行います。お客様は日程の円滑な実施と安全のため、添乗員の指示に従っていただきます。

（3）添乗員の同行しない旅行においては、お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン類をお渡しいたします。旅行サービスの提供を受ける手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

（4）添乗員が同行しない区間および現地係員が業務を行わない区間において、悪天候などによってサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。

（1）当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を補償いたします。

（2）手荷物の損害については、損害の発生の日から14日以内に当社に通知があった場合に限り、15万円を限度として補償いたします。（当社に故意または重大な過失があった場合を除きます）

（3）お客様が次に例示する事由により損害を被られたときは責任を負いません。

①天変地異、気象条件、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは中止

②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは中止

③官公庁の命令、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは中止

④自由行動中の事故⑤食中毒⑥盗難⑦運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地的滞在時間の短縮

※お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。

当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中その生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について、予め定める額の補償金および見舞金を支払います。なお運送約款を適用する旅行はこれの別とします。

（1）旅行日程に次のような重要な変更が行われた場合、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金をお支払いいたします。ただし、一旅行契約につき旅行代金の15%を上限とし、また変更補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。〔（ ）内は旅行開始後の率です。〕

①旅行開始日または旅行終了日の変更1.5%（3%）

②入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地の変更1%（2%）

③運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更1%（2%）

④運送機関の種類または会社名の変更1%（2%）

⑤宿泊機関の種類または名称の変更1%（2%）

⑥宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他客室の条件変更1%（2%）

⑦前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更2.5%（5%）

次に掲げる変更の場合は、変更補償金をお支払いいたしません。

①天変地異 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令 ⑤運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 ⑥当初の運行計画によらない運送サービスの提供

⑦旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

## 旅行企画実施：ウェルネス・ツアー

（東京都知事登録旅行業第2-6034号/

全国旅行業協会正会員）

〒112-0014 東京都文京区関口1-7-5-702

☎03-6457-5381 🌐 <https://wellnesstour.jp>

総合旅行業務取扱管理者：柿沼洋子